

議事要旨

会議名称	第2回 犯罪被害者等支援審議会
開催日時	令和8年7月15日(水) 午後3時～午後5時
開催場所	渋谷区文化総合センター大和田8階 渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉会議室
次第	議題 ・渋谷区犯罪被害者等支援条例について ・支援内容について ・その他
出席者	【委員】 大塚会長、阿久津委員、伊藤委員、入江委員、小川委員、奥田委員、齊藤委員、佐藤委員、西田委員、堀出委員、前田委員、三縄委員（代理：吉田被害者支援推進員） 【事務局】 事務局長、総務部長、総務部インクルーシブシティ推進課長、危機管理対策部長、危機管理対策部安全対策課安全対策主査、福祉部長、こども家庭部長、教育委員会教育指導課長、教育委員会教育センター所長、インクルーシブシティ推進係長、インクルーシブシティ推進係員（4名）
公開及び非公開	公開
傍聴者数	7人
主な内容	概要は以下のとおり。 【議題1 渋谷区犯罪被害者等支援条例（案）について】 ○報告内容 ・前回審議会における委員意見を踏まえ、調整を行った条例案について説明した。 … 犯罪等の防止に関する考え方を前文へ追記 … 条例の目的を、犯罪被害者等への支援に加え、地域社会全体の安全・安心の実現につながる表現へ修正 … 犯罪被害者等支援相談員の配置及び役割を追加 … 個人情報の適切な管理に関する規定を整理

	… その他文言・構成を整理 ・ 本案を概ね確定案とし、今後区議会への上程に向けた手続きを進める予定であることを説明した。 ○主な意見 ▶ 事業者及び学校等の役割について ・ 配慮や支援を行うだけでなく、適切な関係機関につなぐ役割についても明記した方がよい。 ▶ 被害者等の意見反映について 犯罪被害者等及び区民からの意見を施策へ反映する規定についても検討してよいのではないか。 ▶ 二次被害の位置付けについて ・ 再被害や犯罪等の防止と、二次被害は性質が異なるため、同一の項目で整理することに違和感がある。 ・ 二次被害については、理解促進や啓発に関する規定の中で整理した方が適切ではないか。 ▶ 二次被害の定義について ・ 二次被害は、身近な人からの偏見や無理解に基づく言動も含めて整理する必要がある。 ▶ 相談体制について ・ 相談員については、ジェンダーへの配慮等の観点からも、2名以上の複数配置とすることを検討してほしい。 ○今後の方針 ・ 二次被害の位置付けや事業者・学校等の役割について再整理を行う。 ・ 条例においては基本的事項を規定する。具体例や運用上の考え方については逐条解説等で整理する。 【議題2 支援内容について】 ○報告内容 ・ 申請期限等の考え方について説明した。 ・ 過失運転致死傷罪による被害については、交通被害による生活上の困難に着目し、相談支援、居住支援、家庭生活支援及び社会生活支援を対象に含める方向で整理したことを説明した。 ・ 過失運転致死傷罪については、おおむね3か月以上の治療を要すると認められた場合を対象とする案を示した。
--	---

	○主な意見 ▶ 申請期限について ・ワンストップ支援の考え方を重視し、被害者が複数の窓口や手続を求められない仕組みとすることが重要である。 ・被害者へ必要な情報を早期に届けることが重要である。 ・申請が受理された後は、支援者側が継続的に関わるべきである。 ・移動費用助成については、裁判所への移動等にかかる費用が対象であれば、申請期限をもう少し長くする等、検討が必要である。 ▶ 過失運転致死傷罪による被害への支援について ・「交通事故」ではなく「交通被害」とする等、被害者の思いに配慮した表現とすることが望ましい。 ・一定の基準を設けることは必要である一方、基準に該当しない場合についても個別事情に応じて柔軟に対応できる仕組みが望ましい。 ・制度の対象とならない場合であっても、他の行政サービスや支援制度へつなぐことが重要である。 ▶ 支援制度の考え方について ・被害の種別や区分によって線引きを行うだけではなく、被害後に生じる困難や悲しみに寄り添うという視点を重視することが重要である。 ・条例及び支援制度全体を通じて、被害者を支える地域社会づくりという理念が伝わる内容とすることが望ましい。 ▶ 居住支援について ・死亡、重傷病、性犯罪被害、放火被害以外にも、侵入被害等により転居を余儀なくされるケース等、制度の運用に当たっては、有識者等の意見を踏まえながら柔軟に対応していくことが望ましい。 ○今後の方針 ・委員意見を踏まえ、再整理を行う。 ・制度の対象とならない場合についても、他制度や関係部署との連携により、必要な支援につなぐ体制を整備する。 ・支援内容については要綱等で整理し、制度設計を進める。 【議題3 その他】 ○報告内容 ・『「渋谷区犯罪被害者等支援条例」制定に向けた基本的な考え方について』を説明した。
--	--

	・パブリックコメント実施結果について報告した。 …実施期間：令和８年５月１日から５月２２日まで …３名から８件の意見提出 ・パブリックコメントでは、個人情報の管理、支援内容、関係機関との連携、自転車によるひき逃げ事案等への支援、ワンストップ支援、支援の制限、学校教育、行政照会に係る情報管理等について寄せられたことを説明した。 ○主な意見 ▶ 基本的な考え方について ・表現を、より分かりやすく整理してほしい。 ・被害を生まないこと、加害を生まないことという観点から、教育や区民の意識醸成に関する考え方も大切である。 ▶ パブリックコメントについて ・個人情報の管理については、適切な管理運用に加え、ガイドラインや手引き等の整備についても検討することが望ましい。 ・示談による損害賠償と区による経済的支援は制度目的が異なるため、「二重受領」として扱うのではなく、被害者の生活再建や社会生活上のダメージへの支援という観点から支給を可能とする整理で検討することも必要である。 ▶ 学校教育及び啓発について ・犯罪被害者や遺族を固定的な被害者像に捉えるのではなく、共感や理解を育む機会の充実が重要である。 ・犯罪を未然に防ぐ観点からも、学校教育の充実が重要である。 ○今後の方針 ・パブリックコメントで寄せられた意見及び審議会での意見を踏まえ、表現や内容について整理を行う。 ・次回審議会において、答申案及び支援内容について審議を行う。 最後に、事務局から次回審議会の日程等について説明があり、閉会とした。
--	---